



平成27年度は、町政の基本となる「第5次振興計画」の後期5カ年の最終年度です。

町は、「みんなで創る やすらぎと豊さに満ちたまち 芳賀」の実現を目指して、「人口減少の克服」を最重点課題とするほか、7つの施策を優先的に推進する重点施策として、取り組みます。

最重点課題「人口減少の克服」

2008年に始まったわが国の人口減少傾向は、今後も加速度的に進行すると予測されています。芳賀町の人口は、日本創生会議の独自推計によると2040年には12,000人を割り込むと公表されました。この人口減少は、生産年齢人口の大幅な減少によるものです。加えて、高齢者の人口減少率が低いことにより、65歳以上の高齢化率は、現在の28パーセントから2040年には37パーセントを超えるとされています。

町は、この少子高齢化に対応しながら「将来にわたって持続的発展の続く活力あるまち」の実現を図ります。出生率の上昇や定住促進・流出防止につながる人口増加施策、住環境基盤の整備、結婚から出産・子育てまでの切れ目ない支援など、最大限の取り組みを行います。

具体的事業

〈定住促進〉

◆住宅購入やアパートなどの賃貸借に対する補助（予算18,600千円）

補助金額／
 ・住宅購入50万円
 ※追加補助①18歳未満の子ども1人につき5万円②町内建築業者による建築10万円
 ・賃貸月額1万円（最大36カ月）
 対象／夫婦のどちらかが40歳未満の若者世帯の人または扶養家族がいる40歳未満の人
 要件／平成27年4月1日以降町へ転入し、世帯全員が転入日前日から1年以上継続して町内に住所がないことなど（ほか条件あり）

◆空き家の利活用に対する助成（予算1,700千円）

補助金額／
 ・空き家のリフォーム50万円
 ・家財処分10万円
 要件／町が実施している空き家バンクに物件登録されていることなど（ほか条件あり）
 町都市計画課都市計画係
 ☎028(677)6020



〈雇用の創出〉

◆働く場所を確保するため、現在の芳賀工業団地を拡張する基本計画を作成します。（予算25,920千円）

◆工業団地立地企業が雇用を増やした場合には、固定資産税相当額と都市計画税相当額を補助します。（予算80,816千円）

町商工観光課商工観光係
 ☎028(677)1115



「広報はが」では、今年度の町の取り組みの概要を、施策ごとに毎月特集します。6月号では、最重要課題「人口減少の克服」に対するもう一つの具体的事業〈子育て支援〉についてお伝えします。

◇子育て支援事業

こども医療費助成を高校3年生（18歳）まで拡大

町健康福祉課福祉係 ☎028(677)1112

4月から、医療費助成の対象を、18歳まで拡大しました。平成27年度は6,350万円の予算を計上しています。

ただし、16歳から18歳までは、町内外問わず、かかる費用を医療機関等にお支払いいただき、後日助成する償還払い方式ですので、医療機関等の領収証（証明書）を添付して、町に申請していただく必要があります。

中学生以下の場合、町内の医療機関等は原則支払いがない現物給付です。また、未就学児（年長）以下の場合、県内医療機関等は現物給付です。

保育園・幼稚園保育料減免事業

町こども育成課児童保育係

☎028(677)6024

保育園・幼稚園に通う第2子以降のお子さんの保育料を、大幅に減免します。平成27年度は2,773万円の予算を計上しています。

町内に住所を有し、子を2人以上養育している

る保護者が対象です。ただし、第1子は18歳未満または22歳未満の学生とします。

第2子——半額免除
 第3子以降——全額免除



▲学校給食（芳賀南小学校）



▲保育園（祖母井）

学校給食費補助事業

町こども育成課学校管理係

☎028(677)1414

町内小中学校に在籍する児童生徒の保護者を対象に、学校給食費の補助金を拡大します。平成27年度は2,851万円の予算を計上しています。

ただし、第1子は18歳未満または22歳未満の学生とします。

第1子——月額1,000円
 第2子——半額補助
 第3子以降——全額補助

**町のサービスがより充実
 さらに暮らしやすくなります！**

平成27年度から、芳賀町内で生活する皆さんの暮らしが変わります。

現在日本は、人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展など、これまでにない厳しい状況に直面しています。このような中で政府は、経済成長戦略に加え、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定しました。これにより、地方自治体は自ら考え、責任を持って経営することが求められています。

町では、特に、たくさんの人に芳賀町に住んで暮らしていただき、子育て世代を応援することや、高齢者にやさしい環境づくりを中心に、今年度の予算を編成しました。

新しいサービスの内容や手続きを紹介します。